

議第153号

呉市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
呉市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

呉市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に呉市長の職にある者に対する同日が属する任期に係る退職手当の額は、呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年呉市条例第33号）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下「条例規定額」という。）から次に掲げる額を減じた額とする。

- (1) 条例規定額の100分の30に相当する額
- (2) 市長の業績に対する市民の評価を市長の退職手当に反映させる制度の企画及び実施に要した経費の額として規則で定める額

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

呉市長退職金市民評価制度を実施することに伴い、呉市長の退職手当の額の特例を定めるため、この条例案を提出する。